

平成26年度
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

1、4

(通所介護、介護予防通所介護、
認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

資 料

下関市福祉部介護保険課

〔 目 次 〕

実地指導の際、どのような点に注意すればよいか？	1
勤務形態一覧表に係る留意事項	7
要介護・要支援認定の更新申請中における各種計画・加算算定の考え方について	8
通所サービスにおける販売・購買行為について	9
訪問介護における「通所介護の送り出し」等と通所介護の送迎の関係について	11
事業所の屋外でのサービスについて	15
介護保険サービス事業者指定時等の他法令の遵守について	16
通所サービスにおける課税・非課税費目について	19
「地域医療介護総合確保推進法案」について	21

実地指導の際、どのような点に注意すればよいか？

平成25年度は、実地指導を39件実施いたしました。事項別是正改善指導状況の概要は以下のとおりです。

	実地指導時の状況	指導内容
【重要事項説明書・運営規程】	<p>重要事項説明書及び運営規程について、内容に誤りや不十分な箇所があった。</p> <p>【重要事項説明書・運営規程】 従業者の員数及び兼務関係等が実態と異なっていた。</p> <p>通常の事業の実施地域について、実際には対応が困難な地域が含まれていた。</p> <p>【重要事項説明書】 必要事項が記されていないかった。</p> <p>利用者に対して、説明し、同意を得て、交付をしているが、それらについて書面で確認できなかった。</p> <p>報酬改定等に伴い利用料の変更があった場合について、変更箇所についての利用者への説明・同意・交付の有無について書面で確認ができなかった。</p>	<p>利用者に対する説明責任として、重要事項説明書及び運営規程において、整合を図った上で誤っている箇所を訂正すること。なお、運営規程に変更が生じた場合は、その日から10日以内に届け出ること。</p> <p>実態に即した従業者の員数及び兼務関係等に訂正すること。</p> <p>通常の事業の実施地域については、実際に対応が可能な範囲で設定すること。</p> <p>運営規程の概要、通所介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の必要項目は明記すること。</p> <p>交付日及び「説明し、同意の上、交付を受けました」等の文言を追記し、交付したことが確認できるようにすること。</p> <p>利用料変更の通知文書については、説明を行い同意を得て交付したことが確認できるよう様式を調製すること。</p>
【運営】	<p>【定員の遵守】 通所介護利用者の他、二次予防事業の利用者へのサービスを一体的に提供していた場合で、両サービスの利用者を合計すると利用定員を超過している日があった。</p>	<p>暦月の利用者数の平均で定員超過利用の基準には該当せず減算にはならない場合であっても、通所介護サービスの利用者について適正なサービスを提供する観点から、二次予防事業利用者も定員に含めサービス提供を行うこと。なお、必要があれば定員数の変更を行うこと。</p>

平成26年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、4
 (通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

	実地指導時の状況	指導内容
【 運 営 】	<p>【揭示】</p> <p>揭示の内容に不十分な箇所があった。</p> <p>【通所介護計画】</p> <p>通所介護計画に必要事項(作成者名、作成日、説明者名、サービスの提供曜日、サービス提供時間及び日課)の記載がなかった。</p> <p>通所介護計画に対する同意について、指定通所介護提供開始後に同意を得て交付していた。</p> <p>通所介護計画期間を終了した場合で、サービスの実施状況の記録や評価について、利用者又は家族にその内容を説明したことが確認できなかった。</p> <p>【指定通所介護の具体的取扱方針】</p> <p>屋外でのサービスも提供されているが、利用者の通所介護計画への位置付けが不十分であった。</p> <p>【介護予防支援事業者への報告】</p> <p>介護予防支援事業者への毎月の報告を電話等の口頭で行っており、報告内容について書面で確認できなかった。</p>	<p>運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。また、苦情相談窓口及び苦情処理の概要についても掲示すること。</p> <p>作成内容の説明責任者として作成者名、作成日及び説明者名を記載すること。また、指定通所介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこととされており、「サービスの提供方法等」とは、通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含むものであるため、通所介護計画もしくは別様式に、日課についても記載したうえで説明を行うこと。</p> <p>通所介護計画に対する同意は、通所介護提供前もしくは提供日までに得て、同意後速やかに交付すること。なお、説明を受ける家族が遠方に居住する場合など、やむを得ず交付が遅れる場合は、利用者又は家族に説明を行い、口頭で同意を得るなどし、同意日等必要事項を記録しておくこと。</p> <p>通所介護計画の目標及び内容については、その実施状況や評価についても利用者又は家族に説明を行い、説明を行った旨が確認できるように記録等行うこと。</p> <p>屋外でサービスを提供することで効果的な機能訓練等のサービスが提供できる旨を、あらかじめ通所介護計画へ位置付けること。</p> <p>報告内容については、通所介護提供にあたる他の従業者が把握しておく上でも、書面に記録し介護予防支援事業者へ報告すること。</p>

平成26年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、4
 (通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

	実地指導時の状況	指導内容
<p>【運営】</p>	<p>【居宅介護支援事業者等との連携】</p> <p>指定通所介護の提供時間が恒常的に変更となった利用者について、当該利用者に係る居宅サービス計画の変更がなく、通所介護計画の変更も行わないままサービスを提供している事例がみられた。</p> <p>【サービス担当者会議】</p> <p>利用者に対する指定通所介護の提供日において、サービス提供時間中であるにもかかわらず当該利用者にかかるサービス担当者会議が開催され、利用者本人が出席していた事例がみられた。</p> <p>【緊急時・事故発生時等の対策】</p> <p>利用者の緊急連絡先一覧が作成されていなかった。</p> <p>事故発生時の対応マニュアル、非常災害対策に関するマニュアルを整備していなかった。</p>	<p>居宅サービス計画に沿った通所介護計画に基づき提供されるものであり、当該利用者については、まず居宅サービス計画の変更が行われ、当該計画に沿って作成された通所介護計画に基づき、サービスを提供する必要がある。については、当該利用者を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、適切に居宅サービス計画及び通所介護計画を変更すること。</p> <p>通所介護計画に基づいたサービスの適切な提供及び請求の適正化の観点からも、通所介護計画に位置付けられた利用者へのサービスを中断することのないよう、サービス提供開始前もしくは終了後に開催する等、開催時間について居宅介護支援事業者と調整すること。</p> <p>利用者の病状急変その他必要な場合に速やかな連絡が取れるよう、利用者の家族、担当居宅介護支援事業者及び主治医の連絡先一覧を作成すること。</p> <p>指定通所介護の提供により事故が発生した場合の対応方法についてはあらかじめ定めておくこと。また、非常災害時に備え、非常災害対策に関する風水害計画、地震等対応計画等の具体的計画を整備し、休業の判断についても定めたマニュアルを作成すること。</p>
<p>【設備基準】</p>	<p>届け出されている図面が現況と異なっていた。</p> <p>介護保険外の事業におけるサービス提供が、指定通所介護スペースと同じ区画で行われていた。</p> <p>利用者の個人台帳は、背表紙に利用者名を記載し事務室の棚に保管されているが、事務室と相談室が一体的なスペースとなっており、従業者以外の者にも容易に利用者名を視認することができた。</p>	<p>現況に合わせて平面図の変更を行い、事業所の平面図の変更を行った場合は、変更の日から10日以内に届け出ること。</p> <p>介護保険外の事業におけるサービス提供については、介護保険における指定通所介護とは別の人員と提供スペースによりサービス提供を行うこと。</p> <p>相談室は新規の利用者や利用者の家族等も使用する可能性があるため、個人情報漏えい防止策として、個人台帳を保管している棚に目隠しをする等の措置を行うこと。</p>

平成26年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、4
 (通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

	実地指導時の状況	指導内容
【人員】	<p>勤務表の内容に誤りや不十分な箇所があった。</p> <p>人員基準を満たしていなかった。(生活相談員及び看護職員の未配置)</p>	<p>人員管理の適正化及び勤務状況の明確化の観点から、勤務表の誤りや不十分な箇所を訂正すること。</p> <p>通所介護サービスの利用者について適正なサービスの提供を確保する観点からも、人員欠如の事態が生じないように事前に勤務体制を確保すること。 (看護職員の人員基準欠如に対する介護給付費の減額については、所定の算定方法に沿い、自主点検のうえ過誤調整により自主返還を行うこと)</p>
【報酬】	<p>【基本報酬等の算定】</p> <p>利用者毎に事業所への到着時間及び出発時間が記載されていたが、利用者毎のサービス提供開始及び終了時間が確認できなかった。</p> <p>従業員にかかる記録について、出勤した従業員名が記載されていたが、各サービス提供日における生活相談員等の必要な職種について、どの従業員が担当したのか確認できなかった。また、研修や会議等出席により、通所介護業務に従事しなかった従業員の勤務時間について明確に記載されていなかった。</p> <p>【所要時間による区分の取扱い】</p> <p>通常7時間以上9時間未満のサービス提供を受けている利用者が、当日の体調不良を理由に3時間以上5時間未満に相当する通所介護計画に変更したにもかかわらず、基本報酬額については、5時間以上7時間未満の区分における介護報酬を算定していた。</p> <p>【入浴介助加算】</p> <p>利用者の体調不良により、清拭、足浴、洗髪(ドライシャンプー)のみ実施した日に入浴介助加算を算定している事例がみられた。</p>	<p>【基本報酬等の算定】</p> <p>請求の適正化の観点から、送迎時間とは別に実際のサービス提供の開始及び終了時間を記載すること。また、利用者の体調等の理由による早退など、変更があった利用者についてはその理由も記載すること。</p> <p>サービス提供日において、その日に誰が生活相談員等の必要な職種として勤務しているかが確認できるよう業務日誌の様式を調製し、勤務した従業員名を記載すること。また、研修や会議等出席で不在となる勤務時間については、その旨を明確にし、かつ通所介護を提供する時間からは除くこと。</p> <p>通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、通所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。他に同様の事例がないか自主点検し、同様の事例があれば過誤調整により自主返還を行うこと。</p> <p>入浴をせず清拭又は部分浴を実施した場合は算定できない。またその費用を利用者に負担させることもできないため、他に同様の事例がないか自主点検し不適切な請求については過誤調整により自主返還を行うこと。</p>

平成26年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、4
 (通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

	実地指導時の状況	指導内容
一 報 酬 一	<p>【個別機能訓練加算()/()共通】</p> <p>個別機能訓練に関する記録に「実施時間」や「訓練内容」及び「担当者」の記載がなかった。</p> <p>個別機能訓練の開始時及びその後3月ごとに1回以上利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む)を説明し、記録することとされているが、その説明及び記録の確認ができなかった。</p>	<p>個別機能訓練の「実施時間」や「訓練内容」、「担当者」は利用者ごとに保管されるべき記録の一部であるため、利用者ごとに必ず記録すること。</p> <p>利用者の通所介護計画等に、3月ごとの個別機能訓練計画の内容(評価を含む)を利用者またはその家族に対して説明を行い、説明したことについても記録すること。</p>
	<p>【個別機能訓練加算()】</p> <p>当事業所の人員体制では算定ができない加算であったにもかかわらず、誤って請求している事例がみられた。</p>	<p>他にも同様の事例がないか自主点検し、不適切な請求については過誤調整により自主返還を行うこと。</p>
	<p>【個別機能訓練加算()】</p> <p>当該訓練にかかる目標について、算定要件の趣旨に沿うものではなかった。</p>	<p>当該加算は、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標(1人で入浴が出来るようになりたい、等)を設定し、当該目標を達成するために機能訓練を実施するものであるため、利用者又は家族の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ、目標を設定すること。</p>
	<p>【運動器機能向上加算】</p> <p>運動器機能向上計画において、不十分な箇所があった。(看護職員等によるリスク評価、体力測定等が実施されていない。当該計画にかかる同意が、サービス提供開始時までにとれていない。作成者、実施期間及び1回あたりの実施時間の記載がない。実施期間終了後に、事後アセスメントの結果を介護予防支援事業者への報告が書面で確認できない。)</p>	<p>利用者ごとの運動器機能向上サービスに関する記録として必要な内容が記載できる様式を調製すること。なお、当該サービスは、運動器機能向上計画の作成から実施期間後の事後アセスメントの結果報告までの一連のプロセスを評価するものであることから、当該サービス実施に必要な基準は遵守すること。</p>

平成26年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、4
 (通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

	実地指導時の状況	指導内容
「報酬」	<p>【生活向上機能グループ活動加算】 参加した利用者の人数及び氏名を実施日ごとに記録していなかった。</p> <p>【サービス提供体制強化加算()/()共通】 勤務形態一覧表において、加算算定における割合を十分満たしていることは確認できたが、事業所において、その算定方法による要件確認を行っていなかった。</p> <p>【サービス提供体制強化加算()】 前年度平均の職員の割合が確認できる様式を作成し、加算算定における割合を十分満たしていたことは確認できたが、生活相談員専従職員の勤務時間及び生活相談員を兼務する介護職員が生活相談員として勤務している時間も、当該加算の常勤換算方法による職員の割合の算出に含まれていた。</p> <p>【介護職員処遇改善加算()】 人員基準上における介護職員以外の者(専従の生活相談員)に処遇改善加算を支給している事例があった。</p> <p>【事業所規模による区分の取扱い】 7時間未満の利用者数に所定の係数を乗じずに1月あたりの平均利用延人員数を算出していた。</p>	<p>実施日ごとに業務日誌等に参加した利用者の人数及び氏名を記録すること。</p> <p>前年度の平均の割合が確認できる資料を作成し提出の上、適切に資料作成を行い、算定の可否を確認すること。</p> <p>当該加算の介護職員の割合については、生活相談員専従職員の勤務時間及び介護職員が生活相談員として勤務している時間は除外したうえで算出すること。</p> <p>介護職員処遇改善加算の支給対象とすることができない生活相談員に支給した加算額と同額を手当や一時金等として、当該加算対象となる介護職員に分配し、追加で支給すること。なお、人員基準上における介護職員以外の者(常勤専従の生活相談員)に対して処遇改善加算以外の財源を充てることにより賃金改善を行うことは差し支えない。また、専従の生活相談員が、介護職員としての業務にも携わっている実態がある場合において、当該専従の生活相談員を介護職員処遇改善加算の支給対象とするのであれば、実態に即して兼務等を行い、勤務表等において、その日誰が生活相談員で誰が介護職員として勤務したかが明確に確認できるようにすること。</p> <p>所定の算出方法により1月当たりの平均利用延人数を算出し、任意様式で提出すること。</p>

勤務形態一覧表に係る留意事項

勤務形態一覧表の記載例を以下に示します。

(別紙4-1) (介護予防)通所介護事業所
 26年 6月分)

事業所名		〇〇デイサービスセンター	
管理者	B 下関 一郎		
生活相談員	B 岩国 春子	研	152 38
生活相談員	D 柳井 夏子		
看護職員	C 山口 雪		
看護職員	D 周南 秋子		
看護職員	D 防府 冬子		24 6
介護職員	A 長門 太郎		160 40
介護職員	B 下松 花子		160 40
介護職員	C 萩 次郎		
介護職員	D 宇部 桜子		32 8

備考 (兼務状況や資格を記入)
 ○〇訪問介護事業所管理者兼務
 社会福祉士、介護職員兼務
 介護福祉士、介護職員兼務
 看護師
 看護師、機能訓練指導員兼務
 看護師、介護職員兼務
 機能訓練指導員兼務

常勤・非常勤の取扱いについては[共通編]参照のこと。
 人員基準上で求められている従業者は全員記載すること。
 勤務時間により配置人数が異なる職種があるため、外部研修等で事業所内でのサービス提供に従事しない時間を明確にし、その時間は勤務時間から除外すること。
 管理者が他の事業所の管理者を兼務する場合は、その事業所名も記載すること。
 勤務時間数、休憩時間の取得等については労働関係法規を遵守すること。
 勤務表中において用いる記号等は、それが何を表すのか、事業所の従業者の誰が見ても分かるよう明記しておくこと。
 兼務する職種は全て記載すること。
 その日専従する生活相談員については、あらかじめ特定したうえで表示(印等)しておくこと。
 看護職員についても同様に、あらかじめ特定させて表示(印等)すること。
 注)実績が、勤務予定どおりの人員配置であったかどうかにかかわらず、各サービス提供日において、どの職種をどの従業者が担当したか、また勤務した時間を業務日誌等に記録しておくこと。
 「A~D」、「~」についても、それらが示す勤務形態及び勤務時間等を明記すること。

業務日 月~土(祝日を除く)
 定員 15名 サービス提供時間 9時00分から16時00分まで

勤務形態の区分 A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:非常勤で専従 D:非常勤で兼務
 勤務時間の区分 8:30~17:30 9:00~16:00 9:00~12:00 13:00~16:00 休日:空欄

専従する生活相談員
 看護職員の職務を担当する従業者
 研:研修日

上記における各職種の員数

管理者	常勤兼務 (B, 下関) 1人
生活相談員	常勤兼務 (B, 岩国) 1人、非常勤兼務 (D, 柳井) 1人
看護職員	非常勤専従 (C, 山口) 1人、非常勤兼務 (D, 周南・防府) 2人
介護職員	常勤専従 (A, 長門) 1人、常勤兼務 (B, 岩国・下松) 2人、 非常勤専従 (C, 萩) 1人、 非常勤兼務 (D, 柳井・防府・宇部) 3人
機能訓練指導員	常勤兼務 (B, 下松) 1人、非常勤兼務 (D, 周南・宇部) 2人

従業者の人員体制は、常勤・非常勤の区別及び兼務関係を明確にした上で、勤務形態一覧表だけでなく運営規程においても定めておくべき事項です。人事異動等により勤務形態一覧表の修正が必要となった場合は、上記例を参考に遺漏のないよう作成の上、**運営規程における従業者の員数の記載内容と必ず整合を図ってください。**(運営規程に変更が生じた場合は変更届が必要です。)

要介護・要支援認定の更新申請中における各種計画・加算算定の考え方について

要介護・要支援認定の更新申請中の利用者について、申請中の計画様式や加算算定等どのように対応すればよいか、というご質問をよく受けます。

更新申請中である利用者に対しては、介護支援専門員だけでなく、各サービス事業所でも、想定外の結果となる場合に備え、暫定的に要介護・要支援向けの各種計画を作成しておく必要があります。

計画作成が必要な加算のうち一部については、厚生労働省発出の留意事項通知において、以下の取り扱いが認められています。

通所介護（認知症対応型通所介護）においては、個別機能訓練計画（栄養ケア計画、口腔機能改善管理指導計画）に相当する内容を通所介護計画（認知症対応型通所計画）の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画（栄養ケア計画、口腔機能改善管理指導計画）の作成に代えることができるものとする。

介護予防通所介護については、運動器機能向上計画（栄養ケア計画、口腔機能改善管理指導計画）に相当する内容を介護予防通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって運動器機能向上計画（栄養ケア計画、口腔機能改善管理指導計画）の作成に代えることができるものとする。

しかしながら、上記計画を作成されていても、更新申請中の通所サービス利用期間中に他の算定要件を満たしていない場合は、当該期間中の加算算定は認められません。また、上記以外に計画作成が必要な加算については、更新申請中のサービス利用期間中に暫定で作成し、他の算定要件を満たさない限り、当該期間中の算定は認められません。

通所サービス事業者の皆様におかれましては、利用者の要介護・要支援認定の有効期間を予め把握のうえ、更新申請の手続が開始された際には、改めて、当該利用者に対し実施するサービスを暫定的に計画に位置付けてください。

なお、加算サービスについては、更新申請中であるかないかに拘らず、当該利用者又はその家族に対しての説明を行い、同意を得て初めて実施できるものである旨も、改めてご留意ください。

通所サービスにおける販売・購買行為について

(介護予防)通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護事業は、利用者にとって必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るためのものです。

利用者が有意義にサービスを利用できるよう、その立地条件や従業者の特性を活かしたレクリエーション活動などをサービスの一環として提供している事業所も多くあります。

よく、利用者により達成感を味わってもらうために、完成した作品や作物等を事業所で販売してもよいか、といった質問を受けますが、(介護予防)通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護事業所は生産活動を行う場ではないため、サービス内容の一環である機能訓練として位置付けられたレクリエーション活動の結果得られたもの(例えば手芸作品や野菜、花など)を、収益を得る商品として取り扱うことは適切ではありません。販売価格によっては、結果的には収益とはならない可能性もありますが、それ以前に「販売」という行為自体、介護保険サービス事業とは区分すべき事業の一部であり、サービス提供中の別事業の実施はそこでサービスの中断と考えます。

それから、通所サービス時間中に移動販売業者の訪問があった場合、その商品を購入してもよいか、といったお問い合わせもよくありますが、「購買」行為も販売同様、通所サービスの中断となるため、適切とはいえません。利用者の希望により移動販売を利用したいという場合は、移動販売業者の訪問を通所サービス開始前もしくは終了後にしてもらうなど調整を行ってください。

いずれにしても、利用者に本来位置付けられている通所介護計画に基づき提供すべきサービスに支障をきたす恐れがある行為は控えていただきますようお願いいたします。

なお、中斷とみなされない他サービスについては、平成25年度下関市介護保険サービス事業者集団指導の資料にも掲載しておりますが、一部Q & Aのみ抜粋して次頁のとおり再掲します。

理美容サービス

平成14年5月14日 介護保険最新情報vol.127

Q：デイサービスセンター等の通所サービスの提供場所において、通所サービスに付随して理美容サービスを提供することはできるか。

A：理美容サービスは、介護保険による通所サービスには含まれないが、デイサービスセンター等において、通所サービスとは別に、利用者の自己負担により理美容サービスを受けることは問題ない。その際、利用者に必要なものとして当初から予定されている通所サービスの提供プログラム等に影響しないよう配慮が必要である。なお、通所サービスの提供時間には、理美容サービスに要した時間は含まれない。

平成14年5月14日 介護保険最新情報vol.127

Q：デイサービスセンター等において理美容サービスを受ける時間帯は、通所サービス開始前又は終了後に限られるか。

A：通所サービスについては、利用者ごとの通所介護計画等に基づき、利用者のニーズに応じた適正なサービス提供がなされることが必要であり、通所サービスとの区分が明確であれば、必ずしも開始前又は終了後に限る必要はない。この場合、通所サービスとそれ以外のサービスの区分が明確になされた通所サービス計画について、本人に対する説明と了解を得ていること、通所サービスの利用料とは別に費用請求が行われていることが必要である。

緊急時の医療機関受診

平成15年5月30日 介護報酬に係るQ&A

Q：通所サービスと併設医療機関等の受診について

A：通所サービスのサービス提供時間帯における併設医療機関の受診は緊急やむを得ない場合を除いて認められない。また、サービス開始前又は終了後の受診は可能であるが、一律に機械的に通所サービスの前後に組み入れることは適切でなく、当日の利用者の心身の状況、サービスの見直しなどの必要性に応じて行われるべきである。

平成15年5月30日 介護報酬に係るQ&A

Q：緊急やむを得ない場合における併設医療機関（他の医療機関を含む）の受診による通所サービスの利用の中止について

A：併設医療機関等における保険請求が優先され、通所サービスについては変更後の所要時間に応じた所定単位数を算定しなければならない。

訪問介護における「通所介護の送り出し」等と通所介護の送迎の関係について

通所介護^(注1)の利用者が、訪問介護^(注2)のいわゆる「通所介護の送り出し(迎え入れ)」サービスを利用している場合に、利用者の移動に係る介助の区分け(どこまでが訪問介護事業者のサービス提供範囲で、どこまでが通所介護事業者のサービス提供範囲か。)について、以下のとおり整理いたします。

なお、本取扱いは、訪問介護サービスと通所介護サービスの介助の区分けについて整理したものです。通所介護の送迎の範囲の考え方については、利用者が訪問介護の「通所介護の送り出し(迎え入れ)」サービスを利用していない場合であっても同様に取り扱います。

(注1) 介護予防通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)認知症対応型通所介護についても同様に取り扱います。

(注2) 介護予防訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護についても同様に取り扱います。

1. 取扱いの原則

訪問介護サービスは利用者の居宅内で提供されることが原則であり、また、通所介護サービスは利用者の居宅まで送迎することが原則です。

その原則を踏まえ、利用者の居宅の形態に応じて、下記表1のとおり整理します(例1参照)。

【表1】訪問介護における「通所介護の送り出し(迎え入れ)」サービス提供可能範囲と通所介護における送迎の範囲

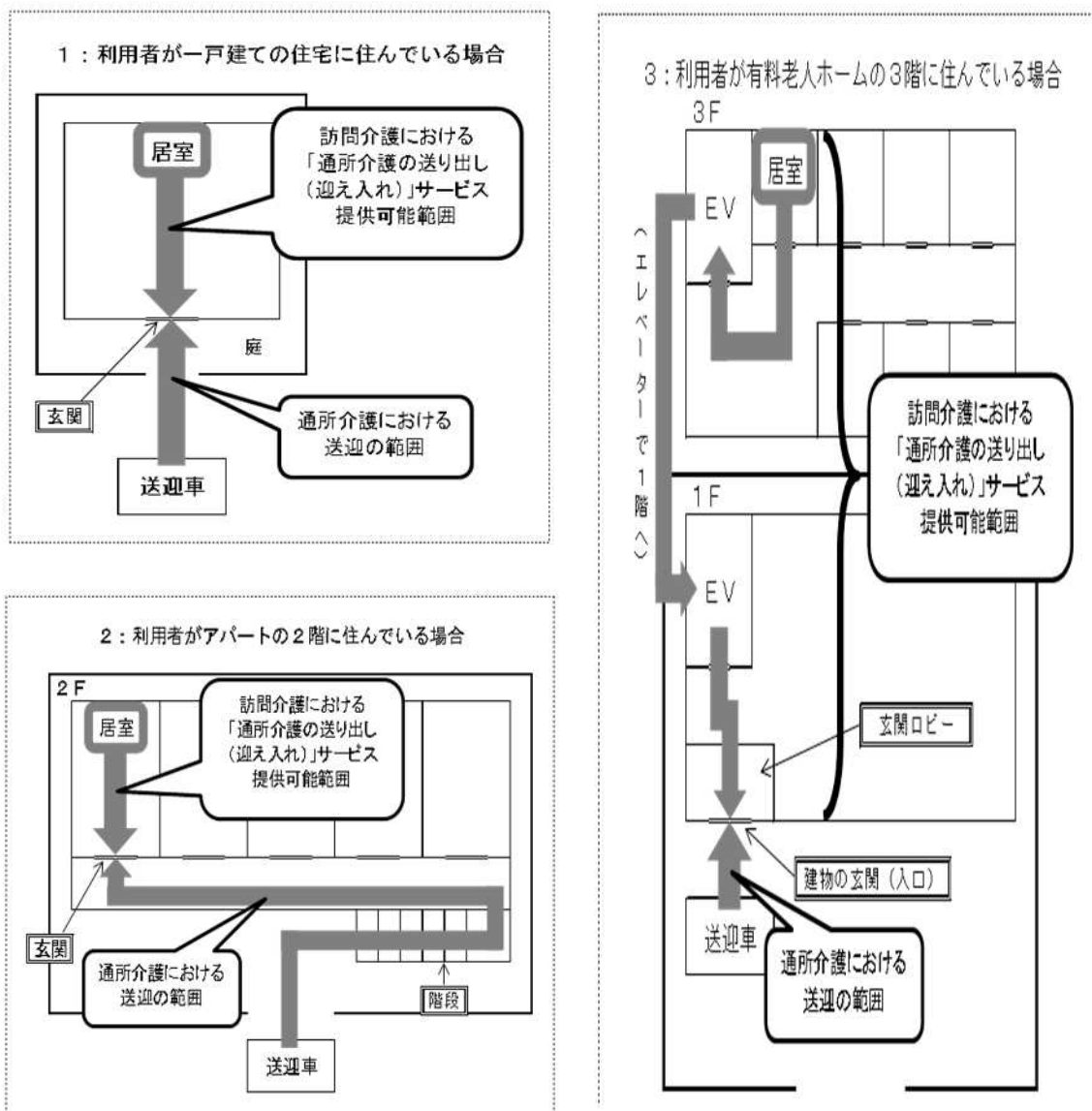
利用者の居宅の形態	訪問介護における「通所介護の送り出し(迎え入れ)」サービス提供可能範囲 ^(注3)	通所介護における送迎の範囲
一戸建て住宅	住宅内(玄関まで)	玄関～事業所
マンション、アパート等	各室内(各室の玄関 ^(注4) まで)	各室の玄関 ^(注4) ～事業所
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等	建物の玄関(入口) ^(注5) まで	建物の玄関(入口) ^(注5) ～事業所

(注3)「通所介護の送り出し(迎え入れ)」サービスの中において必ず移動介助を行わなければならないという主旨ではありません。利用者本人による移動、家族や施設職員等による介助が可能な場合は、そちらを優先させていただきます。

(注4)マンションのロビー等ではなく、利用者の居住する各室の玄関を指します。すなわち、利用者の居住する各室を「居宅」と整理します。

(注5)各利用者の居室の入口ではなく、当該建物の入口を指します。すなわち、建物全体を「居宅」と整理します。

【例1】訪問介護における「通所介護の送り出し(迎え入れ)」サービス提供可能範囲と通所介護における送迎の範囲の例



2. 例外的事例

(1) 表1の「利用者の居宅の形態」にて判断できない場合

建物の形状等により表1による区分けが困難な場合は、「靴を履く(脱ぐ)場所」を、「訪問介護における『通所介護の送り出し(迎え入れ)』サービス提供可能範囲」と、「通所介護における送迎の範囲」との境目の目安とします。その上で、担当介護支援専門員^(注6)を中心に、サービス担当者会議等で協議して決定してください。

(注6) 指定介護予防支援事業所の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を含みます(以下同じ)。

(2) 通所介護事業者が居宅まで送迎できない場合

道路が狭隘で居宅まで送迎車が入ることができない場合など、地理的要因等から妥当と考えられ、かつ、利用者それぞれに出迎え方法をあらかじめ定めるなどの適切な方法が行われる場合には、通所介護事業者が表1記載以外の場所から送迎を行うことは可能です。

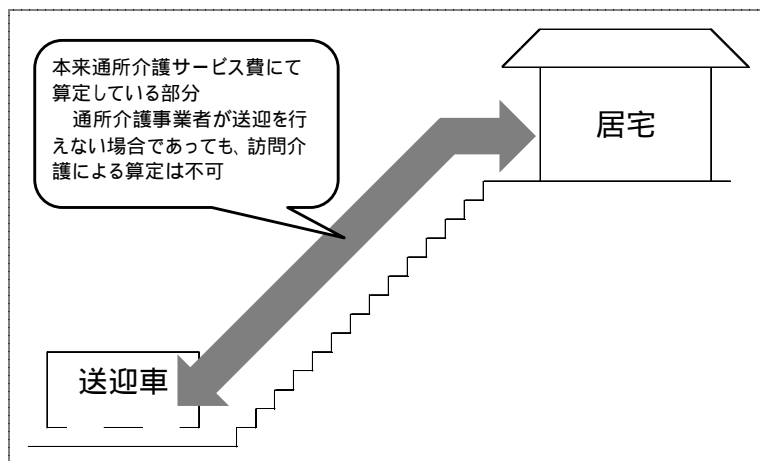
しかし、この場合に通所介護事業者が居宅から送迎を行えない区間については、送迎の有無にかかわらず、本来通所介護サービス費にて算定している部分であるため、その部分を訪問介護サービス費にて算定することは、当該区間の費用が訪問介護、通所介護の両事業で重複して算定されることとなり、適正ではありません。よって、通所介護事業者が送迎を行えないからといって、送迎を行えない部分の移動介助を訪問介護により算定することはできません(例2参照)。

この場合には、担当介護支援専門員が中心となり、家族や施設職員等による介助の可否、通所介護事業者の送迎方法の見直し、別の送迎対応可能な通所介護事業所の利用等を十分に検討してください。

ただし、十分検討したものの、利用者の希望等により、それらのいずれの対応も困難な場合には、訪問介護事業者が介護保険外のサービスとして自費等で対応することは可能です。

なお、通所介護事業者は、地理的要因等から通所介護事業者が居宅まで送迎できず、かつ、家族や施設職員等による介助、通所介護事業者の送迎方法の見直しがいずれも困難で、当該通所介護事業者が当該利用者に対して適切なサービスを提供することが困難であると判断した場合には、担当介護支援専門員への連絡、適切な他の通所介護事業者への紹介を速やかに行う必要がありますので、ご注意ください。

【例2】通所介護事業者が居宅まで送迎できない場合の例



(3) 通所介護事業者が居宅内まで送迎を行う場合

通所介護事業者が、送迎の延長として、利用者の居宅内で介助を行うことは可能ですが、通所介護事業者が利用者の居宅内での介助を行っている間は、訪問介護による介助が不要となるため、その時間は訪問介護サービス費として算定できません。

また、その場合には、事故やトラブル発生時の責任や保険対応等について、事前に十分協議しておくことが必要です。特に、利用者の居宅が養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等である場合は、当該施設側とも十分協議してください。

事業所の屋外でのサービスについて

指定(介護予防)通所介護及び指定(介護予防)認知症対応型通所介護については、事業所内でのサービス提供が原則ですが、事業所の屋外におけるサービス提供について下関市では、以下ア)イ)の取扱いとしています。(「通所系サービスにおける事業所の屋外でのサービス提供について」下介第1167号平成26年6月5日付けにより通知済み)

ア)屋外サービス

機能訓練の範囲として年間事業計画・通所介護計画に位置付けられていること。

自立支援に効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。

外出頻度の目安が、年間事業計画に位置付けられる程度(概ね月1回)であること。

外出場所の目安が、車等により片道20分程度で移動できる範囲(屋外サービスの時間は概ね2時間以内)であること。

イ)日課の機能訓練の一環として行う事業所屋外での訓練

事業所に隣接する敷地における訓練であること。

上記の場合であって、全行程(事業所を出てから事業所に戻るまで)において、徒歩や車いすによる機能訓練であること。

〔留意事項〕

- ・ア)及びイ)のいずれの場合においても、人員配置について、事業所内の利用者には、事業所内の利用者数に応じた人員配置基準上必要とされる職員数を配置すること。屋外サービス利用者には、その人数を勘案し、安全に配慮した職員数を配置のこと。
- ・居宅サービス計画に位置付けようのない、単なる行楽(日帰り旅行等)や物資購入を目的とした外出は認められない。
- ・外出先への直行直帰のサービス形態は、いかなる場合も算定できない。

認知症対応型通所介護サービスにおける「ア)屋外サービス」については、下介第711号平成23年4月25日付け文書により通知したところです。このたび、「ア)屋外サービス」と区別される事業所の屋外におけるサービスとして、「イ)日課の機能訓練の一環として行う事業所屋外での訓練」についての取扱いを定めたくえで、改めてお知らせします。

介護保険サービス事業者指定時等の他法令の遵守について

介護保険サービスの提供を事業所又は施設で行う場合、災害発生時等に利用者へ危害が及ぶおそれがあるため、下関市では平成24年4月の権限移譲以降、新規指定申請時、増築(改築)時、移転時及び指定更新申請時に、消防法、建築基準法に適合しているかどうか確認を行うよう指導し、確認に必要な書類の提出をお願いしております。

事業所又は施設で調理し食事を提供する場合には、あわせて食品衛生法上必要な書類の提出もお願いしておりますので、遺漏なきようよろしくお願いいたします。

1. 指導対象サービス事業

【居宅サービス】 は介護予防サービスも含まれます。

通所介護() みなし指定を除く通所リハビリテーション()

短期入所生活介護() 特定施設入居者生活介護()

【施設サービス】

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

【地域密着型サービス】

認知症対応型通所介護() 小規模多機能型居宅介護()

認知症対応型共同生活介護() 地域密着型特定施設入居者生活介護、
 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス

2. 確認が必要な法令

(1) 消防法

火災の早期発見、通報、初期消火、迅速かつ安全な避難を行わせるため、建築物の使用用途、面積により、消火器や自動火災報知設備等の消防用設備の設置が義務付けられております。新規指定申請時、増築(改築)時、移転時及び指定更新申請時に、下記のどちらかの書類をご提出ください。

特に、新規指定申請、増築(改築)及び移転を検討される場合は、必ず申請前に所管の消防署にご確認ください。

必要書類	内容	備考
消防用設備等 検査済証の写し	消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の2の規定に基づき、消防用設備等について検査を受けたことを証明する「消防用設備等検査済証」の写し	
所管の消防署からの指導(又は協議)内容	の交付対象ではない場合、当該建築物を介護保険サービス事業所(施設)として使用するにあたり、所管の消防署から指導を受けた内容(又は協議した内容)を記載した任意の様式	法人が作成して差支えない

(2) 建築基準法

建築物の使用用途により、防火、避難関係の規定が異なります。介護保険サービス事業に使用する建築物が建築基準関係規定に定める要件を備える建物であるかを建築士等に確認のうえ、新規指定申請時、増築(改築)時、移転時及び指定更新申請時に、下記のどちらかの書類をご提出ください。

特に、新規指定申請、増築(改築)及び移転を検討される場合は、必ず申請前に建築士等にご確認ください。

必要書類	内容	備考
建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の写し	建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の規定に基づき、当該建築物を介護保険サービス事業所(施設)として使用するにあたり建築基準関係規定に適合するものであることについて建築主事の確認を受けたことを証明する「確認済証」の写し	
一級建築士若しくは二級建築士による用途等の確認	の交付対象ではない場合、当該建築物を介護保険サービス事業所(施設)として使用するにあたり、建築基準関係規定に適合するものであることについて一級建築士若しくは二級建築士により確認された、という内容の任意様式	法人若しくは左記建築士が作成して差支えない 山口県指定の事業所における改築(増築)又は更新申請時には作成努力義務とする

(3) 食品衛生法

新規指定申請時、増築(改築)時、移転時及び指定更新申請時に、下記のどちらかの書類をご提出ください。

特に、新規指定申請、増築(改築)及び移転を検討される場合は、調理に使用する建築物(若しくは区画)が食品衛生法関係規定に適合するかを事前に下関市立下関保健所へお問い合わせください。そのうえで、下記のいずれかの書類を提出してください。

必要書類	内容	備考
食品衛生許可証の写し	食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条の規定に基づき営業の許可がなされたことを証明する「食品衛生許可証」の写し	
給食開始届の(受理)証明書	下関市食品衛生法施行細則(平成17年規則第160号)第13条の規定に基づき給食の開始を届け出たことの証明書	下関市立下関保健所にて発行可能

注) 調理の形態によっては上記、の書類交付の対象外となることがありますので、事前に下関市立下関保健所にご相談ください。

3. その他

(1) 都市計画法関連規定

下関市では都市計画法関係規定により、建築物の使用用途、敷地面積によっては建築等の許可を受けられない場合があります。

今後新たに指定または移転を計画される事業者の皆様におかれましては、その場所の属性を予め下記のホームページにてご確認のうえ、建築士等にご相談ください。

- ・下関市都市計画情報システム

<http://www2.wagamachi-guide.com/shimonoseki/>

(2) 廃棄物処理法関連規定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」とあり、これにより排出事業者の処理責任が明確に規定されています。事業所のゴミは「家庭ゴミ」といわれる一般廃棄物とは異なりますので、一般家庭同様ゴミステーションに廃棄するのではなく、関連規定に基づき適正に処理を行ってください。

(3) 老人福祉法関連規定

介護保険法の規定による（介護予防）通所介護事業所及び（介護予防）認知症対応型通所介護事業所は老人福祉法における「老人デイサービスセンター」であり、その事業を行う際に届け出る必要があります。新規で事業を開始される場合は、忘れずに届出を提出してください。

各関係部署へは必ず**事前に**電話等で照会（必要に応じて訪問の予約）を行ってください。

通所サービスにおける課税・非課税費目について

介護保険法に定める居宅サービス等に係る消費税の取扱いについては、平成12年8月9日付(平成17年9月8日一部改正)厚生労働省事務連絡により通知されているところです。

介護サービスの性質上、当然にそのサービスに付随して提供されることが予定される便宜であって、日常生活に要する費用(食事の提供に要する費用やおむつ代等)については、消費税法及び消費税法施行令に規定する居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービスに含まれ非課税となりますが、介護サービスに付随して提供されるサービスであっても、利用者の選定に基づき提供されるサービスについては非課税対象から除外されます。

非課税対象から除外されるサービスその他特にご留意いただきたい事項について、上記事務連絡より抜粋してお知らせいたします。

3. その他留意事項

(3)「日常生活に要する費用」及び利用者の選定に係る費用」の取扱い

ウ(特例)居宅介護(支援)サービス費の支給に係る居宅サービス、(特例)居宅介護(支援)サービス計画費の支給に係る居宅介護支援または施設介護サービス費の支給に係る施設サービスから除かれるサービス(課税となるもの)

通所介護及び通所リハビリテーションについては、基準省令第96条第3項第1号及び同令第119条の規定により準用される同令第96条第3項第1号に掲げる送迎費

上記事務連絡より一部抜粋

基準省令「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」

第96条 利用料等の受領

第3項 指定通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

第1号 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

3. その他留意事項

(5) 介護保険サービスの委託に関する取扱い

通所介護事業者、通所リハビリテーション事業者、短期入所生活事業者、短期入所療養介護事業者及び介護保険施設においては、調理業務、洗濯等の利用者等の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、上記事業者の従業者以外の第三者に業務を委託することが可能であるが、居宅サービス事業者等が上記業務を委託する場合における受託者に対する委託に係る対価については、受託者が委託者たる居宅サービス事業者等に対してサービスを提供するものであり、消費税が非課税となる上記1. に掲げる介護保険サービスに該当しないものであることから、消費税の課税対象となるものであることに留意されたい。(特定施設入所者生活介護事業者が業務の一部を他の事業者に委託する場合も同様である。)

上記事務連絡より一部抜粋

3. その他留意事項

(6) その他

医療保険各法、老人保健法の対象となる療養若しくは医療及び社会福祉事業法に規定する社会福祉事業等に係る消費税の取扱いは従前どおりであり、それぞれ消費税法別表第一第六号、第七号ロ及び八及び第十号に基づく法令の定めるところによる。

上記事務連絡のほか、国税庁ホームページにおいても質疑応答事例が掲載されています。ご参考ください。

ホーム > 税について調べる > 質疑応答事例 > 消費税目次一覧

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/shohi/01.htm#a-08>

ただし、この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではないため、事業所ごとに検討すべき事例が生じた場合は、必ず関係法令をご確認のうえ関係省庁にご照会いただきますようお願いいたします。

「地域医療介護総合確保推進法案」について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」(地域医療介護総合確保推進法案)が、平成26年2月12日に閣議決定し、同日国会に提出されました。

1. 法律案の趣旨

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築する介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所定の措置を講ずる。

2. 「介護保険法の一部改正」関連事項の概要

(1) 居宅サービス等の見直しに関する事項のうち、通所介護に係る事項

通所介護のうち、利用定員が厚生労働省令で定める数未満のものについて、地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置付ける。

【趣旨と検討内容等】

- ・通所介護は事業内容の自由度が高く、様々なサービスの実態があるが、特に小規模の事業所について、その機能に着目した上で、通所介護の事業内容を類型化し、それに応じて介護報酬にメリハリをつけることを検討する。また、サービス提供実態を踏まえた上で、人員基準の緩和を検討する。
- ・少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、地域との連携や運営の透明性を確保するため地域密着型通所介護に位置付けることが必要。
- ・通常規模型・大規模型事業所のサテライト事業所に位置付けることを検討する。
- ・小規模多機能居宅介護の普及促進の観点から、小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所に位置付けることを検討する。

【施行期日】

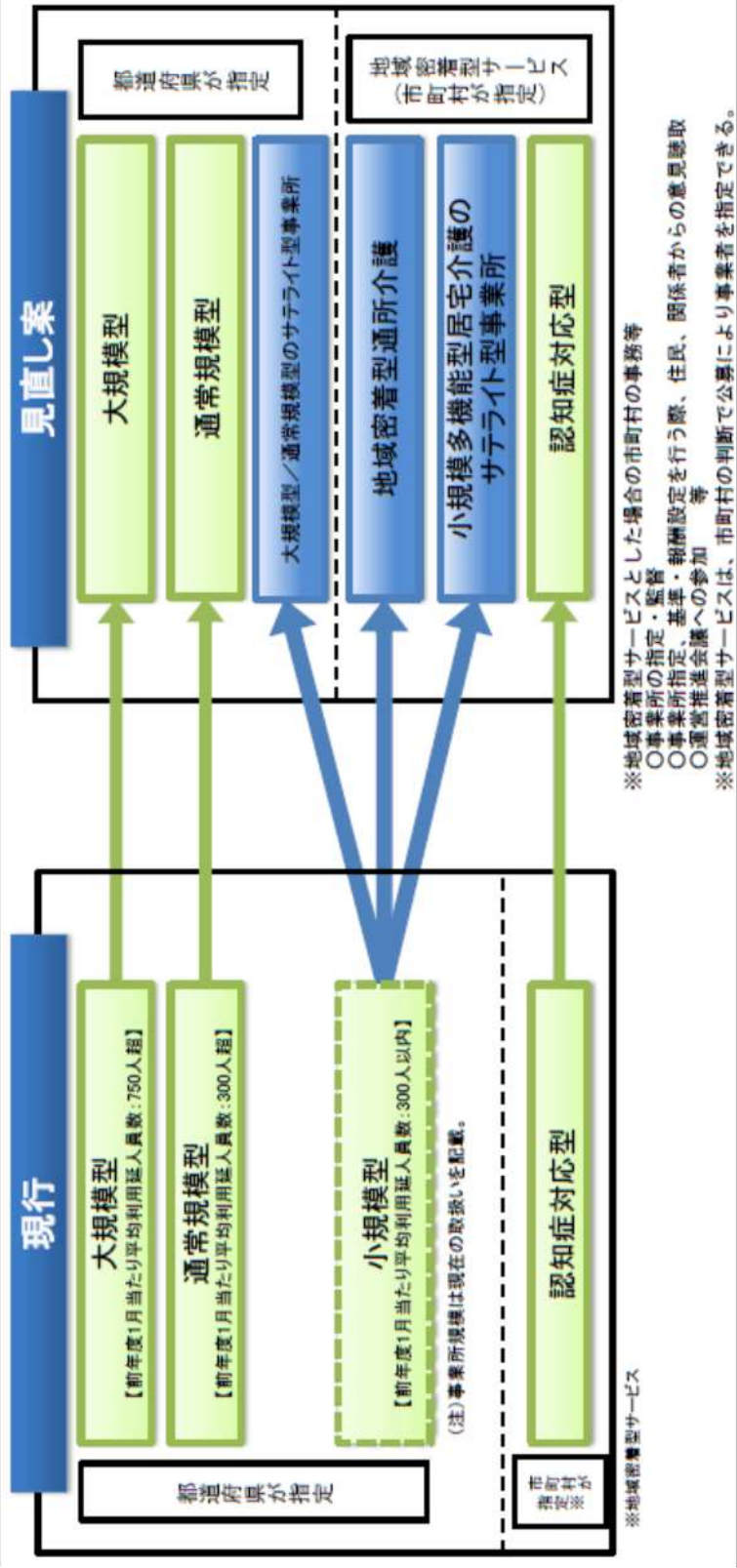
平成28年4月1日までの間において政令で定める日

【その他】

移行に際しての事業所指定の事務、運営推進会議の弾力化等を併せて検討する。

小規模型通所介護の移行と居宅介護支援事業者の指定権限の移譲について

○ 増加する小規模の通所介護の事業所について、①地域との連携や運営の透明性を確保するため市町村が指定・監督する**地域密着型サービスへ移行**、②経営の安定性の確保、サービスの質の向上のため、**通所介護(大規模型・通常規模型)や小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所へ移行**。



○ 現在、居宅介護支援事業者の指定は、事業所からの申請により、都道府県が行うこととなっているが、指定都市・中核市以外の市町村にも指定権限を移譲する。(平成30年度施行)
 ※ 大都市等の特例により、指定都市及び中核市については、居宅介護支援事業者の指定権限が移譲されている。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための
 関係法律の整備等に関する法律案 別紙4 より抜粋

(2) 地域支援事業の見直しに関する事項のうち、介護予防訪問介護及び介護
予防通所介護に係る事項

介護予防サービスのうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護を介護予防・日常生活
支援総合事業(以下「総合事業」)に移行し、平成29年度までに全ての市町村で実
施するものとする。

総合事業について、以下に掲げる事項を規定する。

厚生労働大臣は、総合事業の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表する。
市町村は、定期的に、総合事業の実施状況について評価等を行うよう努め、その
結果に基づき必要な措置を講ずるよう努める。

総合事業について、国がその費用の25/100を、都道府県及び市町村がそれぞ
れ12.5/100を負担するとともに、医療保険者が負担する地域支援事業支援
交付金を当てる。

【趣旨と検討内容等】

- ・要支援者については多様な生活支援サービスが求められており、介護サー
ビス事業以外にもNPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等
地域の多様な主体により重層的なサービスが提供される体制構築が必要。
- ・事業移行後も、必要に応じて既存サービス相当のサービスを利用可能とす
ることが必要。
- ・総合事業の事業構成は、要支援+二次予防事業対象者が利用する「介護予防・
生活支援サービス事業」と全ての高齢者が利用する体操教室等の普及啓発等
を内容とする「一般介護予防事業」とすることが適当である。また、当該事
業の内容を、介護保険法に基く指針で、市町村に対するガイドラインとして
示す必要がある。
- ・総合事業の財源構成は、これまでの介護予防給付と変わらず、国25%、都
道府県12.5%、市町村12.5%、第1号保険料21%、第2号保険料
29%。

【施行期日】

平成27年4月1日

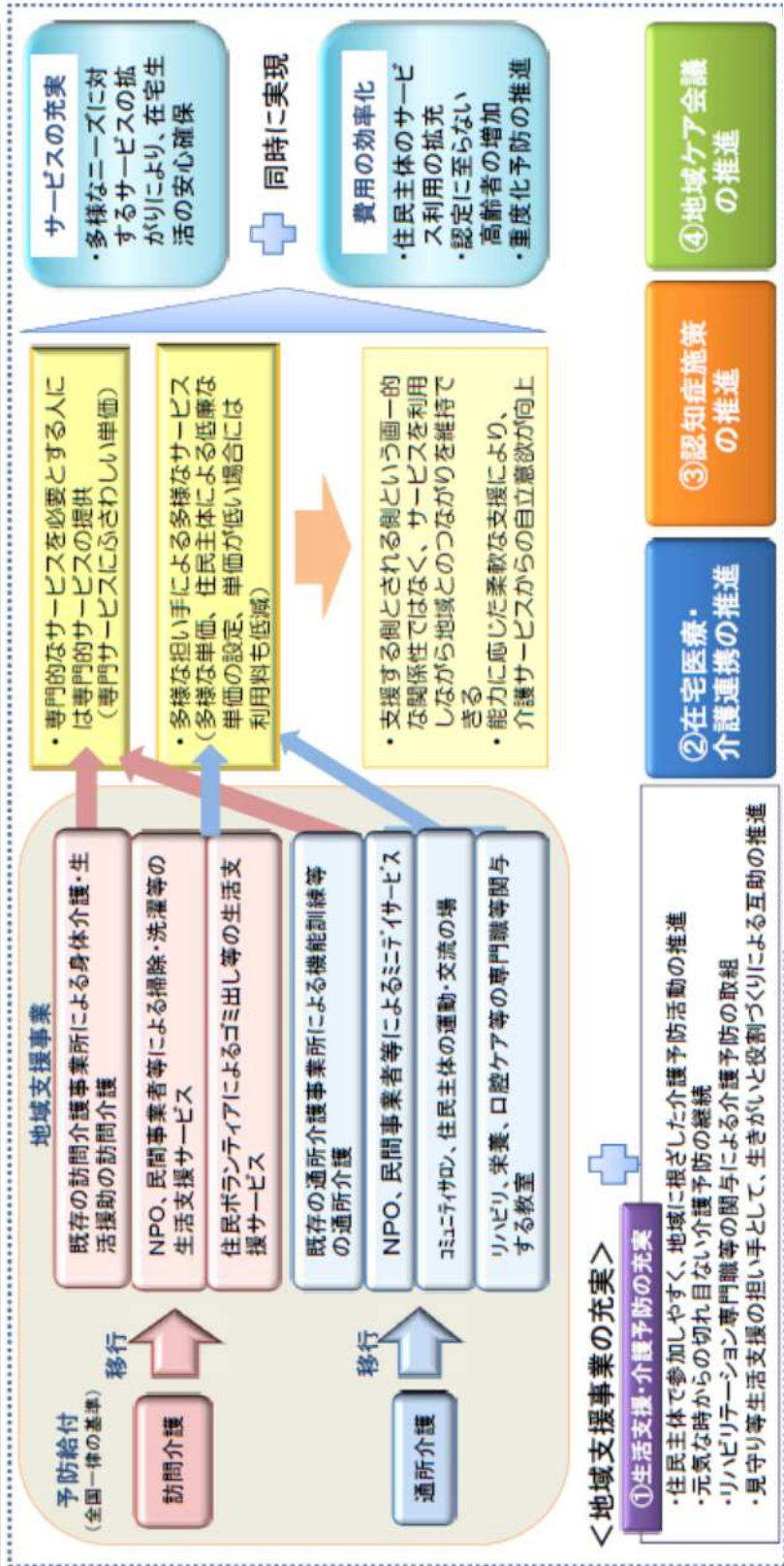
市町村の円滑な移行期間を考慮して平成29年4月までには全ての市町村
で実施、平成29年度末には全て移行する。

【その他】

事業費の単価については、サービスの内容に応じた市町村による設定を可
能とすること、また、利用者個人の限度額管理を実施し、利用者が予防給
付と総合事業を併用する場合、両サービスの合計額で管理を行う。

予防給付の見直しと地域支援事業の充実

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の表情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援(高齢者の状態像等に応じたケアマネジメント)。高齢者は支え手側にもなること。
- 総合事業の事業費の上限は、事業への移行分を賄えるように見直し。
- 国は、指針(ガイドライン)を策定し、市町村による事業の円滑な実施を支援。



地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための
 関係法律の整備等に関する法律案 別紙4 より抜粋

介護保険制度の改正事項に関する考え方

(平成26年2月13日 厚生労働省事務連絡「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案について」)

一部抜粋のうえ掲載しています。

3 予防給付の見直し

問 1	要支援者の予防給付の見直しを行うのはなぜか。 訪問介護と通所介護に限って地域支援事業に移行するのはなぜか。
--------	--

答)

要支援者については、配食、見守り等の多様な生活支援サービスが必要であり、生活支援の多様なニーズにこたえるためには、介護事業所以外にも、NPO、民間企業、ボランティアなど、多様な事業主体による多様なサービスを充実していくことが、効果的で効率的。

また、高齢者の介護予防のためには、地域に多様な通いの場を作り、社会参加を促進していくことが重要。そのためには、介護事業所以外にも、地域の中で多様な主体による多様な場を確保していくことが効果的で効率的。高齢者の社会参加の促進を通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍すれば、生きがいや介護予防にもつながる。

なお、予防給付のうち訪問看護等のサービスについては、多様な形態でのサービス提供の余地が少ないことから、市町村の事務負担も考慮して、引き続き予防給付によるサービスを継続。

問 2	既にサービスを受けている人は、事業移行後も引き続き同じサービスを受けられるのか。
--------	--

答)

今回の予防給付の見直しでは、介護事業所による従来と同じサービスもあれば、住民が担い手として積極的に参加する取組まで、多様な主体による多様なサービスを提供。

既にサービスを受けている要支援者については、その方の状態像等を踏まえ、事業移行後でも、市町村のケアマネジメントに基づき、既存サービス相当のサービスの利用が可能。